

2019年07月22日 作成  
2019年07月24日 改訂  
2019年08月01日 改訂  
2019年08月17日 改訂  
2019年08月26日 改訂

## 薬剤耐性（以下，AMR）対策に係る抗菌薬使用実態調査 FAQ

公益社団法人千葉県医師会 AMR 対策検討委員会  
一般社団法人千葉県薬剤師会薬剤師機能委員会

### 処方せん受付回数関係

Q01 月間の処方せん受付回数が 100 回を超える保険薬局とは、全体の処方せん受付回数 100 回以上という認識で良いですか

A01 保険薬局において、1 ヶ月間に応需した全ての処方せん受付回数（≒処方せん枚数）との解釈で宜しいです  
抗菌薬のみの処方せん受付回数ではありませんので御留意下さい

Q02 近医閉院、移転等により、本調査途中で処方せん受付回数が月に 100 回未満となってしまった場合の対応について教えてください

A02 1 ヶ月間の処方せん受付回数が 100 回未満となった場合、データの提出は必要なくなります  
千葉県医師会にはその旨電子メールをお送り頂き、月間の受付回数が 100 回以上になった時点で、データを御提出下さい

### 保険薬局内掲示文書（オプトアウト方式）

Q01 本調査に関する文書を保険薬局内待合室に掲示するとありますが、千葉県医師会ホームページよりダウンロード可能な「AMR 対策調査のための薬局掲示文書」で良いか教えてください  
また、文書に記載する日付はいつですか

A01 千葉県医師会ホームページ内の該当箇所にある、「AMR 対策調査のための薬局掲示文書（＝ご来局の皆様）」をダウンロードの上、必要事項を入力して頂き、保険薬局内の待合室の目立つ場所に掲示して下さい  
なお、日付については、保険薬局における文書掲示日として下さい

Q02 保険薬局内掲示文書である「ご来局の皆様」を患者に渡し、個別に同意を得る必要がありますか

A02 本調査はオプトアウト方式による同意取得のため、個々の患者に同意を得る必要はありません

#### ホームページ掲載の資料

Q01 千葉県医師会ホームページにある「資料・情報に関する記録」について、千葉県医師会、および千葉県薬剤師会の研究責任者が「〇〇〇〇」と表記されていますが、このままで問題はありませんか  
また、保険薬局の責任者が調査期間中に異動となった場合、更新が必要か教えてください

A01 千葉県医師会、千葉県薬剤師会の研究責任者欄等については、千葉県医師会ホームページ上、2019年08月07日に文書は更新されましたので、御確認下さい  
保険薬局における責任者が変更となった場合、更新手続きは特に必要ありませんが、変更等の記録はしておいた方が良いでしょう

#### 抗菌薬使用実態調査票（書式関係）

Q01 本調査期間中に新たな系統の抗菌薬が発売された場合、調査票は更新されますか

A01 新たな抗菌薬が発売された場合、本調査に含める必要があれば変更しますが、ただし、千葉県薬剤師会学術倫理審査会への変更申請が必要となり、時間を要するかと思います

Q02 本調査期間中に新たな抗菌薬が発売されたが、調査対象経口抗菌薬一覧に記載がないので除外する必要があるか

A02 既存系統の抗菌薬の場合はカウントに含めてください  
調査対象経口抗菌薬一覧は遅滞なく改定する方針です  
新たな系統の抗菌薬の場合は時間を要するかと思います

Q03 エクセルシート内にあらかじめ設定された関数を消してしまった場合、再度ダウンロードして入力する必要がありますか

A03 関数は抗菌薬系統別の集計目的に設定されているため、再度ダウンロードの上、入力の方が簡単にデータをまとめることができます

Q04 本調査票は〇〇月になっているが、△△年〇〇月でなくて良いですか

A04 年は必要となりますので、「△△年〇〇月」の記載となります  
年は西暦での記載をお願い致します  
なお、千葉県医師会ホームページ上、2019年08月07日に本調査票は更新されましたので御確認下さい

## 抗菌薬使用実態調査票（カウント方法関係）

Q01 ヘリコバクター・ピロリ除菌等に係る抗菌薬処方もカウントするのか教えてください

A01 ヘリコバクター・ピロリ除菌に係る抗菌薬処方もカウントして下さい  
また、現在市販されている合剤（ボノサップ<sup>®</sup> パック 400 等）もデータに含めて下さい

Q02 歯科領域については、本調査に含めるのか教えてください

A02 歯科領域の抗菌薬処方を含めてカウントすることになりました  
歯科領域の抗菌薬処方の有無は、明確にした方が良いでしょう  
そのため、歯科領域が含まれる場合、本調査シートの年月を入力する下のセル（C2）内に「歯科領域あり」と明記することをお勧めします

Q03 抗菌薬使用動向調査について、集計は経口のみで、外用は対象に含めなくて良いですか

A03 本調査においては、経口抗菌薬のみのデータ収集となります  
AMR 対策アクションプランにおいて、外来における経口抗菌薬の使用量コントロール、適正使用が最重要課題となっており、本調査もこれに則って行うことになりました  
しかし、外用抗菌薬の適正使用はともすると軽視される傾向にあるため、外用抗菌薬についても AMR を意識しておくことが大切であると考えます

Q04 抗菌薬処方において、まずは3日分で様子見とし、3日後に再度受診の上、継続で4日分同一抗菌薬が処方された場合、カウントは2回で良いですか

A04 処方せん 1 枚当たりの抗菌薬のカウントとなるため、このような解釈で宜しいです

Q05 ヘリコバクター・ピロリ除菌、オグサワ療法（=AMPC/CVA+AMPC）等の場合、処方せん受付回数が抗菌薬受付回数よりも下回ってしまいますが、問題はないですか

A05 特に問題はありません

Q06 歯科領域あり、又はなしについては記載した方が良いですか  
医科、歯科の混在は問題ないか教えてください

A06 今回の調査は、歯科領域を含めてカウントすることになりました  
前出の A2 と重複しますが、歯科領域が含まれる場合、本調査シートに「歯科領

域あり」と明記することをお勧めします

Q07 本調査について、途中から、「年齢群あり又はなし」の対応は可能ですか

A07 可能です

抗菌薬の使用実態調査上、年齢を考慮したデータは非常に貴重ですので、可能な限り年齢群別調査への御協力をお願い致します

#### データ提出（集計関係）

Q01 本調査に途中から参加した場合、遡って 2019 年 04 月からのデータの提出が必要か教えてください

A01 調査の精度を高めるべく、遡りが可能であれば、2019 年 04 月からのデータを御提出下さい  
御協力をお願い致します

Q02 新規に開局した保険薬局が参加する場合、開局した月からの集計で良いですか

A02 新規の保険薬局の場合、開局した月からの調査開始となります  
御協力をお願い致します

Q03 2017 年のデータは 04 月から 06 月まで提出し、07 月以降は提出不要との解釈で良いですか

A03 現在のところ、比較目的である 2017 年データについて、04 月から 06 月までの 3 ヶ月分を収集するとしています  
今後、状況に応じて、追加で 07 月以降の収集をお願いする可能性もありますことを御理解下さい

Q04 提出は月別に 3 ヶ月ごととなっていますが、毎月、又は 6 ヶ月ごとの報告に変更することは可能ですか

A04 集計作業の統一性、千葉県医師会および千葉県薬剤師会雑誌へのフィードバックタイミング等を鑑み、月別データを 3 ヶ月ごとに提出するスタイルでの御報告をお願い致します

#### データ提出（電子メール）

Q01 エクセルファイルにかけるパスワードは、毎回違うものを設定する必要がありますか

A01 保険薬局において、管理上特に問題がなければ、毎回同一でも構いません

Q02 エクセルファイルにかけるパスワードは 1 文字から設定可能ですが、推

奨励数等があれば教えてください

A02 大変重要で難しい御質問ですが、以下が参考になるかと思えます  
総務省内閣サイバーセキュリティーセンターが作成した「インターネットの安全・安心ハンドブック Ver.4.03 (2019年03月20日)」によると、パスワードは「英大文字・小文字+数字+記号」の混在で10桁」を推奨すると記載されています

Q03 プロバイダー、ウェブメーラーを変更したことにより、電子メールアドレスが以前と変わってしまいました  
このような場合、本調査票に保険薬局名、住所を記入しておけば電子メールアドレスを変更しても良いですか

A03 電子メールアドレス変更につき、あらかじめ千葉県医師会に電子メールで報告して頂くと有り難いです

#### データ提出（訂正、削除依頼）

Q01 提出済データの誤りが判明した場合、正しいデータへの変更手続きについて教えてください

A01 データ提出先である千葉県医師会にその旨電子メールを送付し、正しいデータファイルを添付して下さい

Q02 本調査を途中棄権の場合、以前提出したデータは削除してもらえますか

A02 本調査エントリー期間中に御提出頂いたデータは、原則削除出来ません  
データは個人情報等が特定出来ない形式ですので、不利益を被ることはありません

#### データ提出（提出期限）

Q01 千葉県医師会に集計データを電子メールで送付した場合、先方から受領済の電子メールは送られてきますか

A01 全ての電子メールに対して、受領済の電子メールは送付しない予定です  
なお、先方に電子メールが到着したか気になる場合、WindowsのメーラーであるOutlookには「開封確認要求機能」を有するため、以下のURLを参考に設定してみることをお勧め致します

<https://121ware.com/qasearch/1007/app/servlet/relatedqa?QID=018770>

Q02 報告し忘れた場合、千葉県医師会等から催促の連絡はありますか

A02 保険薬局より送付の電子メールに何か問題があれば、千葉県医師会よりその旨電子メールが届きますので、その内容に従って御対応下さい

Q03 3ヶ月ごとの報告ということであるが、報告の提出期限はありますか

A03 報告期限については、特に設けておりませんが、以下を参考にデータ送付をお願い致します

2019年10月に同年07月から09月までのデータ提出依頼があった場合、10月末日まで（1ヶ月間）を報告の目安として下さい

#### 記憶媒体関係（CD-RW）

Q01 記憶媒体について、USBフラッシュドライブではなく、CD-RWとした理由を教えてください

A01 CD-RWの場合、大きさの面から紛失リスクが極めて低く、USBフラッシュドライブと比較してコンピューターウイルスの感染リスクが少ない傾向にあるため、セキュリティを鑑み、選択することにしました

また、本調査終了3年後に記録を廃棄する際、CD-RWはシュレッダー等を使用して、完全に破棄出来ることも理由の1つです

Q02 CD-RWは保険薬局1軒に対して何枚配布されますか

また、何らかのトラブルにより、途中で破損した場合の対応を教えてください

A02 CD-RWは2枚配布されます

もう1枚のCD-RWはバックアップ用として下さい

破損等が生じてCD-RWが使用不能となった場合は、千葉県薬剤師会事務局（TEL：043-242-3801）に連絡して下さい

Q03 パソコンの故障等によりCD-RWが取り出せなくなった、誤ってCD-RW内のデータを消去した、データの読み書きが不可能になった等のトラブル対応について教えてください

A03 保険薬局に配布されるもう1枚のCD-RWについて、バックアップ用として対応して下さい

#### インセンティブ関係

Q01 千葉県AMR対策事業への参加は、調剤報酬上の「かかりつけ薬剤師」の施設基準である「医療に係る地域活動の取り組みに参画している」に該当するか教えてください

A01 本件については、千葉県医師会、千葉県薬剤師会協働で関東信越厚生局に照会します

関東信越厚生局より回答が得られ次第、先生方にお伝えします

Q02 本調査に参加することで、保険薬局にメリットはありますか

A02 現在、詳細については検討中であります  
千葉県、千葉県医師会、千葉県薬剤師会が連名で「AMR 協力施設認定証(仮称)」  
を作成し、参加保険薬局内に掲示出来るものを1つの案としております  
また、各種媒体において広報することを考えております

#### 問い合わせ関係

Q01 本調査に係る疑問が生じた時の窓口を教えてください

A01 千葉県薬剤師会事務局（TEL：043-242-3801）に連絡して下さい

Q02 レセコンメーカーの問合せ先を教えてください

A02 各レセコンメーカーのサポートセンター、または千葉県薬剤師会事務局  
（TEL：043-242-3801）に照会して下さい

#### データのフィードバック、情報提供関係

Q01 処方せん発行元より、個別のデータ提供を希望された場合の保険薬局の対応手順について教えてください

門前薬局がない医療機関は、医師から依頼があった保険薬局のみで良いですか

A01 処方せん発行元が応需している保険薬局に直接申し出て、当該医療機関のみの全抗菌薬処方せん枚数、抗菌薬系統別の処方せん枚数の結果について、毎月当該保険薬局よりフィードバックを受ける形になります

門前がない場合、依頼があった保険薬局のみ、上記を行うことになります

Q02 データ集計後のフィードバックについて、どのように考えていますか

A02 抗菌薬使用実態調査については、地区医師会別、市町村別、千葉県全体の月別データを3ヶ月毎に千葉県医師会、および千葉県薬剤師会雑誌に掲載する予定です

講演等によるフィードバックについては、今後の調査の進行状況等を鑑み、適切な時期に適切な方法で行いたいと考えております

#### 途中参加、リタイア

Q01 途中参加はいつまで可能ですか

A01 特に決まっておりませんので、是非調査への御協力をお願い致します

Q02 本調査に途中参加、途中でリタイアするは可能ですか

A02 可能です

抗菌薬に係る非常に大切な調査ですので、多くの保険薬局の先生方に御理解頂き、是非とも御協力をお願い致します

#### 倫理審査関係

Q01 本調査に参加する保険薬局は、研究倫理研修を修了する必要がありますか

A01 必須ではありませんが、勉強になりますので受講をお勧めします

Q02 本調査研究において、個人情報の取扱い等はどのようになっておりますか

A02 本調査研究については、千葉県薬剤師会学術倫理審査会承認済の事業であり、個人情報の取扱い等も全て規定されております

学術倫理審査会書類等については、千葉県医師会事務局（TEL：043-242-9246）に照会して下さい

#### その他

Q01 本調査はいつ頃から始められそうですか

A01 現在の準備状況から鑑み、2019年08月以降の開始を見込んでおります  
今しばらくお待ち下さい

Q02 調査期間中に移転等で店舗状況に変更があった場合、調査は継続で良いですか

A02 調査は継続して頂いて結構です

地区医師会別、市町村別にデータを集計するため、住所地が大きく変更になる場合は御一報下さい

以 上